

お客さま 各位

株式会社宮崎太陽銀行

「当行カードローン利用契約規定追加についてのお知らせ」

平素より当行カードローンをご利用いただき、ありがとうございます。
このたび「カードローン契約規定（当座貸越契約規定）」について下記の
規定を追加させていただきます。

記

1. 追加規定

- この契約が新規貸越停止状態となった場合には、貸越元利金はこの契約の各条項に従い弁済し、貸越元利金が完済された日にこの契約は当然に解約されるものとします。
また、期限に貸越元利金がない場合は、期限の翌日にこの契約は当然に解約されるものとします。

2. 追加規定対象商品と追加条文番号

商品名	追加規定 条文番号
WITH	3条4項
使い上手	3条4項
キャッシュフル	3条4項または6条4項
太陽カードローン	3条4項
太陽パワーカードローン	3条4項
Tポイント×Taiyoパワーカードローン	3条4項
Tポイント×キャッシュフル	3条4項
カードローン九総信型	3条4項
九総信カードローン	3条3項

3. 効力発生日

- 2023年1月4日（水）

4. 効力発生日以降について

- 新規貸越停止状態となった後に貸越元利金を完済された場合、または既に完済されている場合はカードローンご契約を解約させていただきます。
- 期限が到来した時点で貸越元利金が0円の場合、または既に期限が到来されており貸越元利金が0円の場合はカードローンご契約を解約させていただきます。

(注) 今回の追加規定新設内容については2020年4月1日以降にカードローン契約されたお客様については既に契約書に記載されているため、2020年3月31日以前にカードローン契約されたお客様に対して新たに効力を生じるものです。

以上

本件に関するお問い合わせ先

リテール企画部 リテール企画グループ
担当：岩村
TEL：0120-783-608（フリーダイヤル/平日9：00～17：00）